

③ 平成16年度末の財政状態

(単位：千円)

科目	合計	ヒラメ会計	アロビ会計
I. 資産の部			
1. 流動資産	21,857	15,972	5,885
2. 固定資産			
基本財産	804,428	801,428	3,000
その他の固定資産	45,625	30,583	15,042
固定資産合計	850,053	832,011	18,042
資産合計	871,910	847,983	23,927
II. 負債の部			
1. 流動負債	6,477	592	5,885
2. 固定負債	180,847	166,895	13,952
負債合計	187,324	167,487	19,837
III. 正味財産の部			
1. 基本金	804,428	801,428	3,000
2. その他	△119,842	△120,932	1,090
正味財産合計	684,586	680,496	4,090
負債及び正味財産合計	871,910	847,983	23,927

正味財産合計が基本金の額を下回っており、厳しい財政状態である。

(4) あわび種苗生産事業費補助の概要

①補助対象経費及び補助金の額

平成16年度の補助対象経費は、変更後交付申請額として事務費(給与費と一般事務費)48,140千円及び種苗生産事業費(需用費と委託費)51,244千円であり、この金額に対して41,600千円以内の補助金額とされている。

②事業の内容

ア. 種苗生産
あわび種苗の需要動向を勘案し、20～35mmサイズの健全な稚貝100万個を生産する。

イ. 種苗販売
あわび稚貝約100万個以上を、県内の漁業協同組合及び市町村等へ販売する。配布価格は殻長1mm当たり2,205円(消費税込)とする。

ウ. 種苗生産技術改善及び技術指導等
あわび種苗生産技術の改善及び種苗生産・放流技術の指導等を実施する。

③事業実績

平成16年度の稚貝配布実績は県内20機関に対して100.4万個(平均殻長26.1mm)を配布し、販売収入57,776千円となった。主な出荷先は東通村(293千個、16,537千円)、泊漁協(355千個、19,832千円)、階上漁協(160千個、9,525千円)である。

(5)監査の結果
補助金に関する一連の手続に問題は認められなかった。

(意見)

アロビ会計の収支計算は、収支差額0円の決算になっている。これは、経営統合前の財団法人青森県栽培漁業公社時代において運営費補助金を収受していたことの名残的なものである。役員報酬については本来ヒラメ会計においても負担するのが相当であるが、5,284千円全額がアロビ会計に含まれており、正確な事業別収支を表示していないと考える。

なお、平成17年度からは、職員1名分の給与の負担をアロビ会計からヒラメ会計に移すことにより、各会計の人件費負担の改善を図っていることである。

36. 海区拠点整備型事業費補助(表番号254)

(1)補助金の推移

(単位：千円)

	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
補助金額	24,115	21,815	19,575	17,530
うち国庫	14,672	13,244	11,900	10,660
うち県負担額	9,443	8,571	7,675	6,870

(2)制度の概要

所属	水産振興課
制度の趣旨	沿岸漁業の振興を図るため、社団法人青森県栽培漁業振興協会が行うひらめ種苗生産関係事業に対する補助
根拠法令・要綱等	水産業振興総合対策基本要綱
補助対象者(交付先)	社団法人青森県栽培漁業振興協会
補助対象事業	①おさかなふやそうPR推進事業(ひらめ種苗生産事業のPR) ②基盤整備事業(栽培漁業推進協議会開催等の推進体制整備) ③育成管理事業(ひらめ種苗の生産)
財源及び補助率	①国1/2 ②国1/2、県1/8 ③国1/3、県2/9
補助金額の算定方法	定率補助
制度の始期	平成8年度
制度の終期	平成19年度

(3) 海区拠点整備型事業費補助の概要

①補助対象経費及び補助金の額

平成16年度は、おさかなふやそうPR推進事業費403千円、基盤整備費604千円、育成管理費34,355千円に対して、それぞれ200千円、375千円、19,000千円を補助し

た。

②事業内容

ア. 種苗生産放流事業

協会本所及び日本海、下北両事業所を運営して、親魚養成、採卵、ふ化飼育、中間育成から放流まで一貫して行い、全長50～80mmサイズのひらめ種苗200万尾の放流を目標とする。平成16年度負担金は前期分(平成15年10月～平成16年3月)と後期分(平成16年4月～平成16年9月)のひらめ水揚げ金額に5%を乗じた金額を徴収する。平成16年度は疾病の発生により56.4万尾の稚魚放流にとどまり、平成17年度にその補充分として50万尾の追加生産を行う計画になっている。

イ. 資源保護対策事業

α. おさかなふやそう PR 推進事業

種苗放流体験及び栽培漁業の普及啓発のために、「青森県豊かな海づくり大会」にひらめ稚魚を提供する。また、階上町民文化祭の水産展に参加し、ひらめ稚魚の展示及びパンフレットを配布したり、協会の見学者(約2,000人)向けに下敷きを作成する。

β. 基盤整備事業

栽培漁業推進協議会の開催、研修の実施、ひらめ放流効果調査を実施する。

(4) 監査の結果

補助金に関する一連の手続に特に問題は認められなかった。

(意見)

平成17年3月に公表された青森県行政改革実施計画において、当協会は平成19年度には経営の自立・独立化を求められている。また、青森県公社等点検評価委員会の提言、指摘を受けて、平成15年後期からヒラメの負担金の引上げ(4%→5%)を行い、平成17年4月から給料月額額の10%減額及び寒冷地手当の廃止を実施している。また、平成18年度からは、アロピの販売単価の引上げ(2,205円/mm→2,4円/mm)を行う予定である。

平成17年11月に公表された青森県公社等点検評価委員会報告書に記載のとおり、振興協会の実施する事業は、基本的には受益者負担が原則であり、ヒラメ負担金の増額、アロピの単価値上げ、漁業関係団体からの支援等において漁業者及び関係団体の協力・理解は不可欠である。

しかしながら、青森県沿岸漁業の振興という点において本補助金には一定の公益性が認められるものと考えられ、また、過去において徐々に補助金も減額していることから、振興協会の更なる努力によって、経営の自立・独立化が実現することを強く期待したい。

37. 地域水産物供給基盤整備事業費補助金(表番号259)

(1) 補助金の推移

(単位：千円)

補助金額	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
うち国庫	949,698	930,673	757,437	508,225
うち県負担額	526,000	425,560	297,065	172,995
	423,698	505,113	460,372	335,230

(2) 制度の概要

所屬	漁港漁場整備課
制度の趣旨	本格的な2000海里時代を迎える中で、水産資源の回復、漁場の保全、漁村の振興といった水産業をめぐる主要課題に対応して、資源管理型漁業、つくり育てる漁業の一層の推進を図るとともに、水産物の生産性の向上等が喫緊の課題となっている。このため、共同漁業権の区域内等地先の漁場と密接に関連する第一種漁港等を計画的かつ一体的整備し、地域における水産資源の維持・増大と水産物の生産流通機能の増大を図り、国民のニーズに的確に対応した水産物の安定供給と漁業地域の活性化に資することを目的とする。
根拠法令・要綱等	青森県漁港漁場整備関係事業費補助金交付要綱
補助対象者(交付先)	深浦町ほか
補助対象事業	第一種漁港又は広域漁港整備事業を実施しない第二種漁港の整備等を行う事業並びに共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域における漁場の施設の整備を行う事業であって、地域における水産資源の維持及び増大並びに水産物の生産及び流通機能の強化を図るために必要があると知事が認めるもの。
財源及び補助率	特定事業： 県1/3 特定事業に該当しないもの： 国1/2 県1/3
制度の始期	平成14年度
制度の終期	平成23年度

(3) 平成16年度事業の内訳

(単位：千円)

市町村名	漁港名	漁場名	県補助率	事業費	県補助金
平内町	波打		1/3以内	100,000	33,333
横浜町	百目木		1/3以内	80,000	26,666
横浜町	源氏ヶ浦		1/3以内	120,000	40,000
佐井村	福浦		1/3以内	110,000	36,666
大間町	材木		1/3以内	150,000	50,000

大間町		奥戸	1 / 3以内	21,990	7,330	特定
東通村	石持		1 / 3以内	87,930	29,310	特定
東通村	尻労		5 / 6以内	33,400	27,833	
東通村	小田野沢		5 / 6以内	148,670	123,891	
深浦町	風合瀬		5 / 6以内	64,500	53,750	
つがる市	車力		5 / 6以内	260,000	216,666	
合計				1,176,490	645,445	

平成 15 年度より繰越		平成 17 年度へ繰越	
市町村名	漁港名	繰越額	繰越額
横浜町	源氏ヶ浦	13,519	横浜町 源氏ヶ浦 19,392
佐井村	福浦	55,898	佐井村 福浦 11,000
深浦町	風合瀬	19,092	つがる市 車力 42,100
	田野沢	95,975	
合計		184,484	合計 72,492

平成 16 年度補助金額 645,445 千円
 平成 15 年度より繰越 184,484 千円
 平成 17 年度へ繰越 72,492 千円
 差引合計 757,437 千円

(4) 市町村の契約の状況

当補助金に関する工事について市町村より入札一覧表を入手し、まとめたものが以下の表である。

市町村	佐井村	平内町	平内町	平内町	平内町	平内町	大間町	大間町
工事番号	村地港	町地港	町地港	町地港	町地港	町地港	町地港	町地港
	1380	1205	1205-2	1205-3	1205-4		5112	1430
工事名	福浦	波打	波打	波打	波打	波打計	奥戸	材木
予定価格	94,800	45,333	22,857	18,761	6,712	93,663	20,714	130,283
落札価格	92,900	43,900	21,180	15,500	6,500	87,080	20,200	128,000
落札率	98.0%	96.8%	92.7%	82.6%	96.8%	93.0%	97.5%	98.2%
乖離率	100.65%	102.21%	106.80%	119.81%	102.31%	107.92%	101.56%	

(注) 落札率は予定価格に対する落札価格の割合を示し、乖離率は落札価格に対する最高入札額の割合を示している。

市町村	深浦町	深浦町	深浦町	東通村	東通村	東通村	東通村	東通村	東通村
工事番号	町地港	町地港	町地港	村地港	村地港	村地港	村地港	村地港	村地港
	1070	1070-2	1070-3				1523	1523	
工事名	風合瀬	風合瀬	風合瀬	風合瀬計	石持	石持	石持	石持	石持計
予定価格	18,000	17,500	21,900	57,400	60,809	20,380	951	951	82,140
落札価格	17,600	17,130	21,460	56,190	57,500	19,500	940	940	77,940
落札率	97.8%	97.9%	98.0%	97.9%	94.6%	95.7%	98.8%	98.8%	94.9%
乖離率	101.82%	101.40%	101.49%		104.35%	104.10%	1社随契		

市町村	東通村	東通村	東通村	東通村	東通村	東通村	横浜町
工事番号	村地港	村地港	村地港	村地港	村地港	村地港	町地港
	1550	1550-2	1550-3		1555	1555-2	
工事名	尻労	尻労	尻労	尻労計	小田野沢	小田野沢計	
予定価格	23,571	1,971	4,428	29,970	121,047	4,476	125,523
落札価格	23,000	1,750	4,200	28,950	116,000	4,400	120,400
落札率	97.6%	88.8%	94.9%	96.6%	95.8%	98.3%	95.9%
乖離率	104.35%	122.86%	123.81%		104.31%	107.97%	104.21%

市町村	横浜町	横浜町	横浜町	車力村	車力村	車力村	車力村	車力村
工事番号	町地港	町地港	町地港	村地港	村地港	村地港	村地港	村地港
	1275	1275-2		1095	1095-2	1095-3	1095-4	1095-5
工事名	源氏ヶ浦	源氏ヶ浦	源氏ヶ浦計	車力	車力	車力	車力	車力
予定価格	39,000	44,400	83,400	63,761	18,923	19,028	10,009	39,104
落札価格	38,500	44,000	82,500	62,500	18,540	18,650	9,800	38,300
落札率	98.7%	99.1%	98.9%	98.0%	98.0%	98.0%	97.9%	97.9%
乖離率	101.79%	102.09%		101.76%	101.94%	101.88%	101.53%	102.09%

市町村	車力村	車力村	車力村	車力村	車力村	車力村
工事番号	1095-6	1095-7	1095-8	1095-2	1095	
工事名	車力	車力	車力	車力	車力	車力計
予定価格	27,647	26,876	26,095	22,780	21,280	275,503
落札価格	27,090	26,300	25,900	21,250	19,850	268,180
落札率	98.0%	97.9%	99.3%	93.3%	93.3%	97.3%
乖離率	102.07%	102.14%	100.75%	101.65%	100.76%	

(5)監査の結果
補助金に関する一連の手続について、以下を除いて問題は無いものと認めた。

(意見)

市町村別の入開札一覧表によれば、落札率が95%を越える工事が多かった。また、落札率と乖離率の関係を見ると、落札率が高い工事は概ね乖離率が小さいという相関関係が読み取れる。特に車力村においては、落札率が高止まり傾向にあり、全ての工事について乖離率が極めて小さかった。

本事業に関する契約事務は市町村であるが、県としても適切な競争が働いているかどうか注視し、市町村に対して適切な助言を行う必要があるものと考ええる。

38. 漁港漁場整備機能高度化事業費補助金 (表番号 260)

(1)補助金の推移

(単位：千円)

	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
補助金額	414,628	415,985	405,558	345,581
うち国庫	248,791	249,592	243,336	213,450
うち県負担額	165,837	166,393	162,222	132,131

(2)制度の概要

所属	漁港漁場整備課
制度の趣旨	水産物の生産及び流通の基礎となる漁港及び漁場に対する各種ニーズに的確に対応するため、漁港・漁場施設の改良等により、漁港・漁場施設の利用を増進させるとともに、水産資源の生態環境の保全、品質・衛生管理強化、高齢者等への配慮、新技術を応用した施設の導入、遊漁船等を収容するフラインクヤリーナの整備等による既存の漁港・漁場施設の機能の高度化、多機能利用の増大を図ることを目的とする。
根拠法令・要綱等	青森県漁港漁場整備関係事業費補助金交付要綱
補助対象者 (交付先)	深浦町ほか
補助対象事業	漁港の基本施設等若しくは漁場の施設の整備又は漁港の保全上重要な漁港施設の施設を行う事業であって、漁港及び漁場の利用の増進並びに漁港及び漁場の施設の機能の増大を図るために必要であると知事が認めるもの。
財源及び補助率	国1/2 県1/4 (平成16年度まで) : 国1/2 県1/3)
制度の始期	平成13年度
制度の終期	平成19年度

(3)監査の結果

平成16年度の漁港漁場整備機能高度化事業のうち漁港施設に係る概要は以下のとおりであり、このうち、県から各市町村へ補助金が交付されているのは、各市町村が事業主体となっているものについてである。また、青森県が事業主体となった事業もあるので、市町村の負担割合等を比較することができる。

(単位：千円)

漁港名	漁港種類	事業主体	漁港の管理者	H16事業費	補助金交付額	市町村負担	市町村負担割合
(青森県事業主体)							
矢越	第1種	青森県	青森県	54,620	—	5,462	10%
(市町村事業主体)							
大間越	第1種	岩崎村	岩崎村	80,000	66,666	13,334	17%
黒崎	第1種	岩崎村	岩崎村	100,000	83,333	16,667	17%
宇鉄	第1種	外ヶ浜町	外ヶ浜町	50,000	41,666	8,334	17%
浜奥内	第1種	むつ市	むつ市	70,000	58,333	11,667	17%
岩屋	第1種	東通村	東通村	90,000	75,000	15,000	17%
種差	第1種	八戸市	八戸市	60,000	50,000	10,000	17%
柳	第1種	階上町	階上町	65,000	54,166	10,834	17%

この表からは、同じ漁港漁場整備機能高度化事業であっても、事業主体によって県と市町村との間で負担割合が異なっていることがわかる。どこが事業主体となるかは、漁港の管理者によって決まっているのが実状のようである。

漁港の種類は、利用範囲等により下記の5つに分類されている。

- ① 第1種漁港
- ② 第2種漁港
- ③ 第3種漁港
- ④ 第4種漁港
- ⑤ 特定第3種漁港

このうち、平成16年度の漁港漁場機能高度化事業の対象になっているのは①第1種漁港であり、それは、「その利用範囲が地元の漁業を主とするもの」とされている。すなわち、地元密着型の一番小規模な漁港といえるものである。したがって、漁港漁場整備法によって、この第1種漁港の管理者は、当該漁港の所在地の市町村とすることが原則になっている。

漁港漁場整備法第25条（漁港管理者の決定）

1 次の各号に掲げる漁港の漁港管理者は、当該各号に定める地方公共団体とする。

- 一 第1種漁港であつてその所在地が一の市町村に限られるもの
当該漁港の所在地の市町村

- 二 (略)
- 三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、漁港の所在地の地方公共団体は、水産政策審議会の議を経、農林水産省令で定める基準に従い、協議して、当該地方公共団体のうち一の地方公共団体を当該漁港の漁港管理者として選定し、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出ることができる。これを変更しようとするときも、同様である。

- 3 (略)

しかし、現状、青森県内の第1種漁港の管理者別内訳は次のとおりであり、33ヶ所、45%を青森県が管理しているのである。

管理者	第1種漁港数	割合
青森県	33ヶ所	45%
市町村	41ヶ所	55%
計	74ヶ所	100%

漁港指定の経緯を見ても、昭和50年頃以降の比較的新しい漁港指定については、全て所在地の市町村が管理者となっているが、それ以前の漁港指定のものについては、県の管理と市町村の管理に分かれている。

このように、比較的古い指定の第1種漁港の管理者が所在地の市町村ではなく、青森県になっている場合の理由は、当時の各市町村の財政状況を勘案して、県と各市町村が協議した結果とのことである。

漁港管理者は、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理をする職責があり(漁

港漁場整備法第26条)、当然それに伴うランニングコストが管理者に発生する。現に、県が管理している第1種漁港については、県が自らパトロール業務等を行っている。

(意見)

以上の事柄を勘案すると、主に次のような理由により、県が管理している県内33ヶ所の第1種漁港は、早期に各所在地の市町村に管理者を変更すべきである。

- ① 第1種漁港は、その利用範囲が地元の漁業を主とするものであるため、県が管理する必要性に欠ける。
- ② 第1種漁港を県が管理するか否かで、漁港の管理運営コスト及び漁港機能高度化などの設備整備コストの両面で、各市町村間に財政負担の差異が生じており、公平性に欠ける。
- ③ 第1種漁港は、小さな地区単位での地元密着型の漁港といえるものであり、県が管理するよりは各市町村で管理したほうが効率的で効果的な管理ができるはずであり、全体でもコスト削減等が期待できる。
- ④ 受益者がかなり限定された漁港でありながら、県が管理を継続し、そのコストを負担し続けるのは、事業の公共性といった面から疑問がある。
- ⑤ 昭和50年以前の当該市町村の財政状態を基に協議した結果が長い間継続されてきたことを考えると、現在の各市町村の財政状態の悪化程度等と合致していない。所在地の市町村が管理者になることに難色を示すことも予想されるが、負担増だけが理由であれば、既得権を守るための主張に過ぎないと判断される。

39. 漁業集落環境整備事業費補助金 (表番号 263)

(1) 補助金の推移

	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
補助金額	913,497	1,006,460	879,552	789,100
うち国庫	689,598	774,200	684,117	617,000
うち県負担額	223,899	232,260	195,435	172,100

(単位：千円)

(2) 制度の概要

所属	漁港漁場整備課
制度の趣旨	漁港の背後の漁業集落等における生活環境の改善を図ることに より、水産業の振興を核とした漁村の健全な発展に資する。
根拠法令・要綱等	青森県漁港漁場整備関係事業費補助金交付要綱
補助対象者 (交付先)	深浦町ほか
補助対象事業	漁港漁場整備法第6条第1項の規定により指定された漁港の機 能の増進とその背後の漁業集落における生活環境の改善とを総 合的に図るために必要があると知事が認めるもの
財源及び補助率	国1/2 県 { 1.5/1.0 (集落排水施設) 1/1.0 (集落排水施設以外)
制度の始期	平成10年度
制度の終期	平成23年度

(3) 平成16年度の実績

事業実績は以下のとおりである。

地区名	工事内容	国庫補助	県負担
田野沢	上水・排水施設工事	146,117千円	43,835千円
磯谷	排水施設工事	55,000千円	16,500千円
脇野沢	排水施設工事	50,000千円	15,000千円
白糠	排水施設工事	300,000千円	90,000千円
北金ヶ沢	上水・排水施設工事	98,000千円	19,600千円
清水川	排水施設工事	35,000千円	10,500千円
合計		684,117千円	195,435千円

排水事業は具体的には浄化槽の設置である。対象となるのは漁業依存度等の対象集落要件の他、人口要件 (100人以上)、事業費要件 (3,000万円以上) を充足したものである。

(4) 監査の結果

補助金に関する一連の事務手続については、以下の点を除き問題はない。

補助金交付要綱第8条によれば、補助金の交付にかかわる年度の各四半期末現在の状況を記載した事業状況遂行報告書を提出することとされているが、提出されていない四半期がある (脇野沢漁港集落につき第二四半期、清水川漁港集落につき第三四半期、田野沢漁港集落につき第二及び第三四半期)。

(指摘事項)

補助金交付要綱に従い、事業状況遂行報告書を入力する必要がある。現在の要綱が現状にそぐわないのであれば交付要綱自体を変更する必要がある。

40. おおもり「冬の農業」実践活動事業費補助 (表番号 269)

(1) 補助金の推移

	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
補助金額	—	12,436	11,230	12,000
うち国庫	—	—	—	—
うち県負担額	—	12,436	11,230	12,000
件数	—	19	17	8

(単位：千円)

(2) 制度の概要

所属	おおもりの「冬の農業」推進チーム
制度の趣旨	現地における「冬の農業」の実践活動を促進するため、新たな視点に立って市町村、農協等が地域の特徴を前面に出していく組織的な地域的活動に対して支援するとともに、創意工夫を生かした農業者自らのベンチャー的な取り組み等を指導・支援する
根拠法令・要綱等	青森県おおもり「冬の農業」実践活動促進事業費補助金交付要綱
補助対象者 (交付先)	市町村、農協、農業者、農業法人等
補助対象事業	「冬の農業」の推進に係る、セミナーの開催、販売促進活動、普及啓発活動などの組織的な地域活動や新商品 (作物) の開発・導入、栽培実証試験、エネルギー利用技術の開発、農業体験の事業化などの農業者自らの先進的な取り組み
財源及び補助率	県 1 / 2
補助金額の算定方法	実施する事業計画の精算根拠の精査
制度の始期	平成15年度
制度の終期	平成17年度

(3) 平成16年度事業の概要

本事業には、組織的・地域的活動の支援を目的とする地域活動タイアップ (補助金上限 2,000 千円) と、農業者の主体的活動の育成・支援を目的とする農業者活動タイアップ (補助金上限 4,000 千円) の 2 つのタイアップがある。

平成16年度の実績は、地域活動タイアップが 8 件で補助金 5,188 千円、農業者活動タイアップが 9 件で補助金 6,092 千円、合計で 17 件、補助金合計 11,230 千円であった。

本事業の採択にあたっては、有識者 5 名から構成された「おおもり『冬の農業』実践活動促進事業」選定委員会において、事前の審査を受けることになっている。

(4) 監査の結果

補助金に関する一連の手続については問題ないものと認められた。

(意見)

① 確認検査調査等の記載内容について

本補助金は本庁で全て執行しており、県の担当者は平成16年度の補助対象事業の全ての事業実施主体に行き確認検査を行っている。県の担当者は現地で支払を裏付ける証拠のチェックを行っていることであるが、具体的に何をチェックしたかが明らかでない。

最近ではパソコンも普及しているため、補助対象経費に係る支出明細の作成もそんなに難しくないものと思われる。事業実施主体に補助対象経費の支出明細を作成させ、明細のどれについて何とチェックしたかを明らかにしたものを確認検査調査書または復命書に添付しておけば、チェックの事実がより明瞭になるものと考ええる。

実際に私どもが監査した地方農林水産事務所の中には、検査担当者の復命書に補助対象経費の支出明細が添付されているものがあった。

② 選定委員会について

ア. 申請件数と採択件数の関係について

平成16年度の補助対象事業の事業計画は、「おおもり『冬の農業』実践活動促進事業」選定委員会において、新規性、実現可能性及び事業効果の 3 つの観点で審査されている。選定委員会の審議対象となった事業計画は、地域活動タイアップ 9 件、農業者活動タイアップ 9 件の計 18 件である。この中で地域活動タイアップの 1 件が取り下げとなったのを除くと、他の 17 件は全て補助対象事業として採択されている。

この事実とは、関係機関と協議のうえ練り込まれた優れた事業計画だけが選定委員会に付されていると解釈することもできるが、一方では、県の予想よりも申込が少なく、結果としてほとんど全ての事業が採択されたとも考えることができる。この点について県の担当者に質問したところ、平成16年度事業については、検討委員会に申請しなかったが事前に検討したものが他に 2 団体であった。また、平成17年度事業については、16 団体の申請があり、うち 2 団体が不採択であったとのことである。

本補助事業の意義を認めることにはやぶさかではないが、結果として行政主導型の補助金になっているものと思われる。

イ. 検討委員会の審査と補助金額の対応関係について

平成16年度実施事業に関して選定委員会の審査結果と交付された補助金額の対応関係を調べたところ、ほとんど相関関係がなく、審査結果が下位であっても上位よりも多額の補助金をうけているケースもあった。本補助事業の性質上ある程度やむを得ない面はあるとも思うが、本県冬の農業の活性化という観点から考えた場合、審査結果上位により多くのメリットを与えるようなことも考える必要があるのではないだろうか。

41. おおもり「冬の農業」施設整備事業費補助（表番号270）

(1)補助金の推移

	平成14年度実績	平成15年度実績	平成16年度実績	平成17年度予算
補助金額	—	125,000	109,249	110,000
うち国庫	—	—	—	—
うち県負担額	—	125,000	109,249	110,000
件数	—	54	52	44

(単位：千円)

(2)制度の概要

所屬	おおもりの「冬の農業」推進チーム
制度の趣旨	「冬の農業」飛躍日本一を目指して冬期間における施設整備の一層の振興を図るため、耐雪型ハウス等施設・機械の施設整備に要する経費について市町村が補助するのに要する経費を助成する。
根拠法令・要綱等	青森県おおもり「冬の農業」施設整備対策事業費補助金交付要綱
補助対象者（交付先）	市町村
補助対象事業	市町村、農協、営農集団、認定農業者、女性フロンティア研修修了生が実施する次の事業 1 冬の栽培ハウスの整備 2 耐雪型ハウス、附属施設（暖房機、除雪機、防除機、かん水施設等） 3 冬季未利用ハウスの利用促進 4 暖房機、除雪機整備 5 地域新エネルギーの利用促進 6 温泉熱利用施設、雪冷熱利用施設及び耐雪型ハウスの整備
財源及び補助率	県 1/2、1/3
補助金額の算定方法	青森県おおもり「冬の農業」施設整備対策事業費実施要領に基づく実施計画書承認による
制度の始期	平成17年度
制度の終期	平成17年度

市町村を通じた間接補助金である。補助率は、冬の栽培ハウスの整備及び冬季未利用ハウスの利用推進が3分の1、地域新エネルギーの利用促進が2分の1（ただし、耐雪型ハウス及びその附属施設については3分の1）である。嵩上げ補助を行っている市町村と行っていない市町村があり、嵩上げの率も市町村によりまちまちである。

(3)平成16年度の実績

本補助金は地方農林水産事務所で執行しており、平成16年度の管轄別内訳は次のとおりである。

事務所	東	中南	三戸	北	上北	西	合計
補助金	9,360	26,089	31,966	19,221	16,276	6,337	109,249
件数	1	12	17	10	7	5	52

(単位：千円)

本補助金については、本庁で概要を質問する他、中南地方農林水産事務所、三戸地方農林水産事務所及び上北地方農林水産事務所で監査を行った。

(4)監査の結果

補助金に関する一連の手続については、下記を除いて問題はない。

(意見)

① 平成15年4月10日制定の「おおもり『冬の農業』施設整備対策事業実施要領」(以下「実施要領」という。)の第6に次のような記載がある。

- 1 事業実施主体は、事業実施の翌年度から5年間、毎年1回、当該年度における事業の実績について事業実績書(第5号様式)を作成し、事業実績報告書(第6号様式)に添付して、市町村を経由の上、翌年度の4月15日までに農林水産事務所に提出するものとする。
- 2 農林水産事務所長は、事業実績書の写しを同年度の4月30日までに農林水産部長に提出するものとする。

この事業実績書は、昭和57年9月制定の「農林部関係補助事業取得施設等利用状況調査要領」に基づき、補助事業施設が補助金等の交付目的に即して利用されているかについて調査するためである、との説明を受けた。

上記実施要領第6の意味は、平成15年度事業の実績書は平成16年4月15日までに農林水産事務所に提出するという意味である。しかし、西北では、担当者の勘違いにより、平成15年度事業の実績書を平成17年4月に市町村から提出を受けていた。また、三戸地方農林水産事務所等で平成16年度事業の実績書の提出状況を調べたところ、7市町村のうち、4月15日までに提出があったのは2市町に過ぎず、3町村が5月、1村が8月の提出であった。さらに、平成17年4月30日期限の農林水産事務所長から農林水産部長への事業実績書が監査時の平成17年9月5日までに送付されていない事務所が2つあった。

これから、実施要領の当該規定が有名無実化している状況が窺える。無意味な規定であれば削除すればいいし、意義があるのであれば、実行可能な規定に変更すべきものと考ええる。

② 実施要領別表(第2関係)の採択基準に、次のような記載がある。

③市町村、農業協同組合及び営農集団にあつては、除雪機については、当該機械に係る受益戸数が3戸以上で、かつ、受益面積が20アール以上であること。

この文章は、除雪機1台当りの受益戸数が3戸以上かつ受益面積20アール以上が必要なものとする。しかし、三戸地方農林水産事務所管轄のS利用組合では、11台の除雪機が導入されているが、事業実施実績の記載を見ると、対応する受益戸数は11戸、受益面積合計では225アールであった。なお、S利用組合の組合員は全部で28名であ

る。同様にM農協では、受益戸数3戸、受益面積86アールに対して除雪機3台を導入している。実施要領の記載が、全体として受益戸数3戸以上、受益面積20アール以上を意味するのであれば、解釈に紛れが生じないように明瞭な記載を心がけるべきである。

③ 補助金の公平性について

本補助金については、1件当りの上限が定められておらず、また、同一生産者が連続して補助金を受給することについての制限も定められていない。

その結果、平成16年度に東農林水産事務所管内の認定農業者H氏は、9,360千円の交付を受けているが、これは他の認定農業者が平成16年度に受けた本補助金の4倍以上の金額で、平成15年度の認定農業者の最大額に比べても2倍以上の金額である。

また、三戸地方農林水産事務所管内では、3名の認定農業者が2年連続で本補助金の交付を受けている。

補助金交付の公平性に問題が生じないよう注意する必要がある。

III. 個別貸付金

1. 農協経営基盤強化総合対策資金貸付金 (表番号1)

(1)貸付金の概要

①趣旨

農協経営の健全化、合理化及び事業機能の充実を図るため、農協合併の推進が喫緊の重要課題となっているが、本県の場合、経営不振農協の存在が合併推進の大きな課題となっている。また、金融機関の健全性確保法成立に伴い、平成10年4月から早期是正措置が施行されたが、これにより経営不振農協に対して業務停止命令が発動され、農協破綻の顕在化及びその連鎖による信用不安の発生という事態が現実には懸念されるところである。

これら問題を抜本的に解決するため、本県農協系統組織は、経営不振農協の一括処理対策を中核とする総合対策を取りまとめたが、対策には巨額の基金造成を必要とし、農協系統組織単独での財源の確保は困難な状況にあるため、農協中央会に対して必要資金の無利子貸付を行うものである。これは青森県農協経営基盤強化総合対策事業実施要領(平成9年3月26日制定)を根拠としている。

②事業内容

ア. 基本スキーム

自己資本比率がマイナスとなっている経営不振10農協の欠損金等107億円について、基金を造成し、その運用益を財源として合併後の農協が引き継いだ未処理損失金を償却する。

イ. 必要基金額等

青森県148億円、青森県信用農業協同組合連合会50億円、全国共済農業協同組合連合会青森県本部15億円の合計208億円で、平成9年から10年間、利付国債で運用し、その運用果実で未処理損失(10農協合計10,716百万円)を償却する。当初想定した10年間の償却には年3%の利回りが必要であったが、実際の運用利回りは、10年もの利付国債の2.455%であった。そのため、不足部分について、系統が造成した基金が15年間運用することにより賄うスキームとなっている。

ウ. 事業実績

10農協分合計で16年度末現在52億円であり、助成対象額77億円に対して進捗率67%である。

③貸付実績
平成 9 年以降、毎年度初めに 143 億円を預託し、年度末に全額回収して年度末残高ゼロとなる取引を繰り返している。

(2)監査意見
①公益性について

当事業スキームが立案された平成 9 年当時は護送船田方式の金融業界であり、仮に破綻させた場合には預金者、組合員への悪影響が心配されたところである。また、県としては農協を公共的機能を有する存在であり、単に営利を目的とした組織ではなく、特に農業県である本県にあっては必要不可欠な存在として考えている。当時の農協役員は自己責任経営や自己資本比率の問題に関して認識が希薄であったことも事実である。その後の日本の金融行政や金融業界の変革(金融ビッグバン)は「自己責任社会の形成」「透明な市場経済主義」「正確な情報提供と説明責任」をもたらし、預金者への自己責任を求める社会が完成したことは明白である。預金のペイオフも解禁延期や緩和もあつたが、我が国において現実に導入されている。この 10 年間で日本社会、国民の意識が完全に変わったのに対し、青森県農業行政は依然として過去の不良債権処理に血税を投入し、県税の硬直的使用が続いている。破綻回遊スキームの一つに民間金融機関の一時国有化、公的資金の注込などはあるが、経営者の自己責任追及と再生時においては国へ返還することが原則である。青森県の当該貸付金は無利息貸付による経済的負担を県民に求めるのみであつて、仮に合併後農協が獲得した利益を返還するスキームにはなっていない。143 億円の 10 年間無利息貸付を実行していることについて、仮にこれを有利子貸付(予定利回りの 3 分の 1 の 1%としても)にしていたならば 15 億円程度は県に収入をもたらしていたであろう。

143 億円もの多額の資金が実質的に固定化している状況に関しては、県としても折にふれて県民に説明していく必要と責任があるものと考ええる。

②単年度貸付
この貸付金は毎年度貸付の形をとつてはいるが、実質的には平成 19 年 3 月末日までの長期貸付金になっているものと考えられる。

③県の指導性の強化
青森県の農協はいまだに数が多く、平成 16 年度末現在 33 農協が存在している。平成 12 年農協大会において県内 5 農協構想が決議され、それに向かって準備が進んでいるところである。県としてはその進捗状況を見守るしかない立場である、とのことであるが、農協合併促進のために巨額の県費を投入してきたこの実績を考えれば、合併を実現することについて今までの以上の強制力ないしは指導性を強化することは許されるものと考えている。現状においても特別勘定に残っている不良債権の未償却金額が合併を

阻害しているという農協側の意見については、全く逆の議論であつて、本来自分たちが処理すべき問題を県民が肩代わりしているという意識に変えさせなければならぬ。合併を推進しない農協については、支援継続プログラムも辞さないという強い態度を明確にするなど、合併促進のために県の指導力が問われている。

2. 農業改良資金貸付金 (表番号3)

(1)貸付金の概要

農業の担い手が都道府県知事から貸付資格の認定を受けた農業改良措置を実施する場合に必要な資金を無利子で貸付けるものである。最近年度における貸付実行額及び貸付金残高の推移は以下のとおりである。

年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
貸付実行額	129,410	18,330	17,995	30,250
貸付金残高	1,527,698	1,047,902	732,757	583,049

平成 7 年度は 4,913,416 千円の貸付残高 (貸付実行額 3,948,307 千円)、平成 8 年度は 4,739,084 千円の貸付残高 (貸付実行額 1,024,159 千円) があつたが、その後資金需要は低迷している。

(2)監査の結果
貸付に係る一連の事務手続について問題はない。

(意見)
①延滞債権の管理について
本貸付金に関する延滞額及び延滞割合の推移は以下のとおりである。

年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
延滞額	132,294	137,749	142,898	137,172
延滞割合	8.7%	13.1%	19.5%	25.7%

延滞債権の中には相当古くから残つており (貸付年度が昭和の案件数 18 件に係る債権金額 61,420 千円)、回収可能性に疑問のあるものもある。なお、本県の延滞額は沖繩県 (492,965 千円)、鹿児島県 (172,583 千円)、茨城県 (142,925 千円) に続き全国で 4 番目に高い水準である。

延滞債権は国の補助部分もあることから、現行法上償還免除はできない仕組みとなつ